

青森湾内におけるいわし小型まき網漁業の許可等の取扱方針

昭和49年12月11日一部改正

昭和50年11月27日 〃

昭和53年10月26日 〃

昭和54年11月 9日 〃

(目的)

第1 この取扱方針は青森湾内における船舶航行の安全及び漁業調整を図るため、許可等の取扱いについて定める。

(許可の申請)

第2 この漁業の許可を受けようとする者は、青森県海面漁業調整規則第8条に規定する申請書に次に掲げる書類を添えて申請すること。

(1) 青森湾いわし船曳網(巻網)漁業連絡協議会長の副申書

(2) その他知事が必要と認める書類

(許可の対象者)

第3 許可の対象者は、前年度に許可を受け誠実に操業した実績者とする。ただし、知事が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(許可の対象漁船)

第4 許可の対象漁船は陸奥湾海域に面する市町村に根拠地を有する登録漁船とする。

(許可をしない場合等)

第5 漁業違反で検挙された者、又はその者と共同で申請した者は、許可をしない場合等がある。

(操業区域)

第6 操業区域は陸奥湾海域のうち、東津軽郡平内町大島北端と、東津軽郡蓬田村と青森市との境に設置した標柱とを結んだ直線以南の海域とする。ただし、次の海域を除く。

(1) 共同及び区画漁業権漁場の区域。ただし、西共第44、46号共同漁業権漁場の区域のうち、次のA区域及びB区域はこの限りでない。

A区域 沖館川右岸から250メートル東側の護岸上の点と西1号浮標を結んだ直線以東の区域及び沖館石油基地護岸西端から西4号浮標を結んだ直線以南の区域

B区域 次の点イ、ロ、ハ、ニ、ホ及びへを順次に結んだ5直線と青森漁港北防波堤及び陸岸によつて囲まれた区域

イ 根子堰左岸

ロ イと青森港堤川仮設灯浮標を結んだ直線上イから300メートルの点

ハ ニから磁針方位0度の線とロと東4号浮標とを結んだ直線との交点

ニ 堤川右岸防波堤突端

ホ 青森漁港浮標

へ 青森漁港北防波堤西端

(2) 西防波堤突端、西4号浮標、西2号浮標、東1号浮標、新北防波堤西側隅角部の北側屈折点(新北防波堤西端から50メートル東側の防波堤上の点)及び中央ふ頭東側突端を順次に結ん

だ5直線と陸岸によって囲まれた海域。ただし、次の点イとロ及び点ハとニを結んだ直線と旧北防波堤と陸岸とによって囲まれた海域は、この限りではない。

- イ 中央ふ頭西側突端
- ロ 旧北防波堤東端
- ハ 旧北防波堤西端
- ニ 安方物揚場西端

(3) 第1船入場入口東端から半径200メートルの円弧で囲まれた海域

(4) 次の点イ、ロ、ハ、ニ、ホ及びイを順次に結んだ5直線によって囲まれた海域

- イ 北防波堤東灯台から真方位95度272メートルの点
- ロ 北防波堤東灯台から真方位81度891メートルの点
- ハ 北防波堤東灯台から真方位73度1,142メートルの点
- ニ 北防波堤東灯台から真方位66度1,090メートルの点
- ホ 北防波堤東灯台から真方位60度413メートルの点

(5) 次の点イ、ロ、ハ及びニを順次に結んだ3直線と陸岸によって囲まれた海域。

- イ 中央ふ頭東側突端
- ロ イから真方位85度65メートルの点
- ハ ロから真方位134度20メートルの点
- ニ ハから真方位187度の線と浜町ふ頭岸壁との交点

(6) 次の点イ、ロ、ハ、ニ及びイを順次に結んだ4直線によって囲まれた海域。

- イ 堤川導流堤灯台から真方位283度100メートルの点
- ロ 堤川導流堤灯台から真方位18度150メートルの点
- ハ 堤川導流堤灯台から真方位339度30分373メートルの点
- ニ 堤川導流堤灯台から真方位309度30分347メートルの点

(許可及び操業の期間)

第7 許可及び操業期間は毎年11月1日から翌年4月末日までとする。

(許可証の交付)

第8 許可証は、漁船等を確認のうえ交付する。

(制限または条件)

第9 許可にあたっては、次の制限又は条件をつける。

- (1) 船舶の航行を妨げてはならない。
- (2) 2隻以上の動力船でえい網してはならない。
- (3) 小型定置漁業の操業中は前面後面及び沖合それぞれ500メートル以内で操業してはならない。
- (4) 午前6時から午後4時までの間以外は操業してはならない。
- (5) 網の全長は、150メートル以内、深さは30メートル以内でなければならない。
- (6) 許可番号は、巾30センチメートル及び長さ90センチメートルの黄色板に黒色ペイントで記載して船体上部両側面に掲げなければならない。
- (7) 運搬船はあらかじめ知事にその船名、登録番号及び総トン数を提出しなければならない。
- (8) 運搬船は巾30センチメートル及び長さ90センチメートルの赤色板を船体上部両側に掲げ

なければならない。

(操業報告書の提出)

第10 許可を受けた者は、操業期間終了後30日以内に、別途様式による操業報告書を提出すること。